

# 小規模企業共済

— 全国で約 125 万人の経営者が加入 —

## ■ 小規模企業共済制度とは

小規模企業共済制度は、個人事業をやめられたとき、個人事業の廃業などにより共同経営者を退任したとき、会社等の役員を退任したときなどの生活資金等をあらかじめ積み立てておく「経営者のための退職金制度」で、小規模企業共済法に基づいて、国が全額出資している(独)中小企業基盤整備機構が運営しています。

## ■ 制度の特色

1. **安心・確実**な国(独立行政法人 中小企業基盤整備機構)の共済制度です。
2. 掛金(1,000円～70,000円)は、**全額所得控除**されます。(年最高 84 万円)
3. 共済金は「**退職所得扱い**」または「**公的年金等の雑所得扱い**」になり、受取り時にも税制面で大きなメリットがあります。
4. 「一括受取り」「分割受取り」「一括受取りと分割受取りの併用」のいずれかを選択でき、**ライフプランに合わせた共済金の受取り**ができます。
5. 付した掛金合計額の範囲内での**貸付が受けられます**。(担保・保証人は不要)
6. 加入できる方は、常時使用する従業員が 20 人以下(商業・サービス業では 5 人以下)の個人事業主及び会社役員の方々です。平成 23 年 1 月からは個人事業主の「**共同経営者**」も**加入**できるようになりました。(個人事業主 1 人につき 2 人まで)

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で、次の①、②をともに満たす方となります。

- ①事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している。
- ②事業の執行に対する報酬を受けている。

## ■ 加入できる方

1. 建設業、製造業、運輸通信業、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が 20 人以下の個人事業主または会社の役員。
2. 商業(卸売業・小売業)、サービス業を営む場合は、常時使用する従業員の数が 5 人以下の個人事業主または会社の役員。
3. 事業に従事する組合員の数が 20 人以下の企業組合の役員や、常時使用する従業員の数が 20 人以下の協業組合の役員。
4. 常時使用する従業員の数が 20 人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組

合法人の役員。

5. 常時使用する従業員の数が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員。
6. 上記 1、2 該当する個人事業主に属する共同経営者。

## ■ 掛 金

1. 掛金月額は、1,000 円から70,000 円までの範囲(500 円きざみ)で自由に選べます。
2. 掛金納付方法は月払い・半年払い・年払いのいずれか選択可能です。
3. 加入後も掛金月額は増額・減額できます。(減額には一定の要件が必要です。)

※掛金は税法上、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象となる所得から控除されます。

## ■ 共 済 金

共済金は、加入後 6 ヶ月以降に、個人事業の廃止、会社等の解散、役員の疾病・負傷又は死亡による退職、老齢給付など、加入者の方に生じた事由により、掛金の納付月数に応じて、法律で定められた額が支払われます。

尚、共済事由にもよりますが、掛金納付月数によっては、掛捨てとなる場合や掛金合計額を下回る場合がありますので、ご注意ください。

共済金の受取方法は、「一時払」、「分割払」又は「一時払と分割払の併用」のいずれかを選択することができます。ただし、「分割払」又は「一時払と分割払の併用」を選択する場合は一定の要件が必要です。共済金は、税法上、一時払共済金については退職所得、また分割共済金については公的年金等の雑所得として取り扱われます。

※ お問い合わせは、射水商工会議所 業務指導課 TEL:0766-84-5110